

(様式1)

1 清須教学第917号

令和2年 2 月 17日

文部科学大臣 殿

設置者名

愛知県清須市長 永田 純夫 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

清須市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度～平成31年度（3年間）

(担当)

清須市教育委員会学校教育課

住所：愛知県清須市須ヶ口1238番地

電話：052-400-2911

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

市内小中学校の構造体や建築部位の劣化状況を把握するとともに、施設の維持管理上の課題をまとめた清須市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、校舎の長寿命化を図る。
老朽化が著しく構造上危険な状態にある建築後40年以上の校舎について、平成29年度から順次、原則として年2校のペースで改修を行う。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

校地が公共下水道の供用区域となった市内小中学校について、速やかに汚水の浄化槽処理から公共下水道へ切り替えることにより環境改善整備を行う。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

清須市地球温暖化防止実行計画に基づき、太陽光発電システムを設置することでエネルギー資源の節約及び有効活用につとめ、地球温暖化防止に寄与するため、太陽光発電システムを使った環境教育を実施し、地球環境に対する意識の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		8 校
中学校		4 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		1 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	12 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	4 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	平成28年3月
国土強靱化地域計画※2	無	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間経過後に目標達成度合いを市ホームページや広報にて公表する。
--

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]